



第98期定時株主総会 招集ご通知

アンリツ株式会社

- 日時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)
- 場所 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

■議案

- 第1号議案 - 剰余金処分の件
- 第2号議案 - 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件
- 第3号議案 - 取締役(監査等委員であるものを除く。)賞与支給の件



本招集通知は、PC・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6754/>



目次

| | |
|------------------------------------|------------------------|
| ■ 第98期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| ■ 株主総会参考書類 | |
| ・ 第1号議案 剰余金処分の件 | 5 |
| ・ 第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件 | 6 |
| ・ 第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)賞与支給の件 | 15 |
| ■ 事業報告 | |
| ・ 企業集団の現況 | 16 |
| 当事業年度の事業の状況 (16) | 直前3事業年度の財産及び損益の状況 (20) |
| 重要な子会社等の状況 (22) | 対処すべき課題 (23) |
| 主要な事業内容 (27) | 主要な事業所 (27) |
| 使用人(従業員)の状況 (27) | 主要な借入先の状況 (27) |
| ・ 会社の現況 | 28 |
| 株式の状況 (28) | 新株予約権等の状況 (29) |
| 会社役員の状況 (30) | 会計監査人の状況 (35) |
| 資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針 (36) | |
| ■ 連結計算書類 | |
| ・ 連結財政状態計算書 | 37 |
| ・ 連結包括利益計算書 | 38 |
| ■ 計算書類 | |
| ・ 貸借対照表 | 39 |
| ・ 損益計算書 | 40 |
| ■ 監査報告 | |
| ・ 連結計算書類に係る会計監査報告 | 41 |
| ・ 計算書類に係る会計監査報告 | 43 |
| ・ 監査等委員会の監査報告 | 45 |

証券コード 6754
2024年6月3日

株 主 各 位

神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
アンリツ株式会社
代表取締役 濱 田 宏 一

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

株主の皆様におかれましては、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、掲載情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

■ 当社企業情報サイト（「株主総会資料」のページ）

<https://www.anritsu.com/ja-jp/about-anritsu/investor-relations/ir-library/general-meeting-of-share-holders>



■ 株主総会資料 掲載サイト

<https://d.sokai.jp/6754/teiji/>



※電子提供措置事項は、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。当該ウェブサイトへの閲覧方法等は次のとおりです。

以下のウェブサイトにアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「アンリツ」、又は「コード」に当社証券コード「6754」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄の情報をご参照ください。

<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後記「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ
3. 目的事項
報告事項 1. 第98期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第98期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）賞与支給の件

招集にあたっての決定事項

- インターネット等による方法と議決権行使書の郵送による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等による方法で複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案に賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- (1)電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、前記のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」及び「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - (2)電子提供措置事項について修正すべき事情が生じた場合には、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおける修正内容の掲載によりお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

■インターネット等で議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2024年 6 月24日 (月曜日) 午後5時まで

■インターネット等による議決権行使の際の注意点

インターネット等と書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等によって複数回数又はパソコン、スマートフォン、携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

■郵送で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年 6 月24日 (月曜日) 午後5時到着分まで

議案に対する賛否のご表示がないときは、会社提案に「賛」として取り扱わせていただきます。

■株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年 6 月25日 (火曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)

場所 当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネット等による議決権行使のご案内

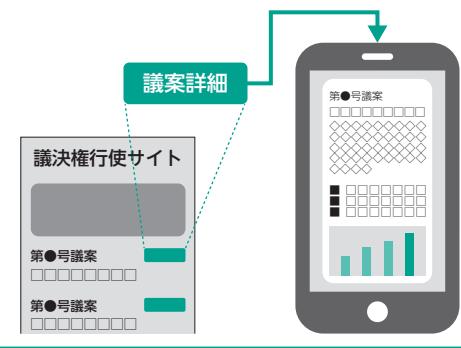
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

スマート行使の画面上で
株主総会議案が参照可能になりました。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

 - ・「次へすすむ」をクリック
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

 - ・「議決権行使コード」を入力
 - ・「ログイン」をクリック
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

 - ・「パスワード」を入力
 - ・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
 - ・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、剰余金処分に關しまして、株主の皆様に対する利益還元について、連結業績に應じるとともに、総還元性向を勘案した利益処分を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結当期利益の上昇に應じて、親会社所有者帰属持分配当率(DOE: Dividend On Equity)を上げることを基本にしつつ、連結配当性向50%以上を目標としており、株主総会決議もしくは取締役会決議により、期末配当及び中間配当の年2回の配当を行う方針です。

なお、当社は、定款において、取締役会決議によって剰余金の配当等ができることを規定しておりますが、現時点の判断といたしましては、期末配当につきまして、従来どおり、株主の皆様にご判断いただいた上で、実施いたしたいと存じます。

当期の剰余金の処分につきましては、基本方針に基づき、当期の業績並びに5G市場における競争力強化、データセンター関連市場の深耕、6Gでの先行と新領域ビジネスでの成長加速等の戦略的投資のための資金需要等、諸般の事情を総合的に考慮して、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株当たり金20円 総額2,639,328,340円
なお、当期は1株につき20円の中間配当をさせていただいておりますので、当期の年間配当金は、1株につき40円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2024年6月26日

配当金等の推移

| 区 分 | 第 95 期 2020年度 | 第 96 期 2021年度 | 第 97 期 2022年度 | 第98期(当期) 2023年度 |
|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 1株当たり年間配当金 (円) (うち期末配当金) | 40 (24.5) | 40 (20) | 40 (20) | 40 (20) |
| 連結配当性向 (%) | 34.1 | 42.6 | 57.2 | 68.6 (予定) |
| 親会社所有者帰属持分配当率(DOE) (%) | 5.4 | 4.9 | 4.6 | 4.3 (予定) |

(注) 第98期(当期)の1株当たり年間配当金、連結配当性向及び親会社所有者帰属持分配当率(DOE)は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提としております。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会（社外取締役5名及び業務執行取締役2名により構成されます。）の審議を経て決定しております。また、監査等委員会において、指名委員会の委員である監査等委員（社外取締役）からの報告に基づき、取締役の選任の方法・考え方や決定のプロセスを確認し、協議した結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 性別 | 当社における地位、担当 | 取締役在任年数 | 当期の取締役会出席状況(出席率) |
|-------|--|----|---|----------------------------|-------------------------|
| 1 | はま だ ひろ かず 濱 田 宏 一 再任 | 男性 | 代表取締役 社長(執行役員) グループCEO 指名委員会委員 報酬委員会委員 | 7年 | 13回中 13回出席 (100%) |
| 2 | くぼ た あき ふみ 窪 田 顕 文 再任 | 男性 | 取締役 専務執行役員 コーポレート総括 指名委員会委員 報酬委員会委員 | 11年 | 13回中 13回出席 (100%) |
| 3 | すぎ た しゅん いち 杉 田 俊 一 新任 | 男性 | 常務執行役員 CFO | — | — (—%) |
| 4 | しま たけ し 島 岳 史 再任 | 男性 | 取締役 常務執行役員 通信計測カンパニー プレジデント | 5年 | 13回中 13回出席 (100%) |
| 5 | まさ むら たつ ろう 正 村 達 郎 再任 社外 独立 | 男性 | 取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員 独立委員会委員長 | 3年 | 13回中 13回出席 (100%) |
| 6 | うえ だ のぞ み 上 田 望 美 再任 社外 独立 | 女性 | 取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長 独立委員会委員 | 3年 (うち監査等委員である取締役として2年) | 13回中 13回出席 (100%) |

社外：社外取締役候補者

独立：独立役員として東京証券取引所に届け出ている取締役候補者

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 所有する当社株式の数 (上記以外の潜在株式数) | 当社との特別 の利害関係 |
|--|---|----------------------------|--------------------------|
| 1 | <p>はま だ ひろ かず 濱 田 宏 一 再任 (1964年8月17日生)</p> | 18,400株 (26,407株) | なし |
| 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | | |
| 1988年4月 | 当社入社 | 2017年4月 | 専務執行役員 |
| 2004年4月 | 計測事業統轄本部IPネットワーク 事業部第1開発部長 | 2017年6月 | 計測事業グループプレジデント 取締役 |
| 2011年4月 | Anritsu Company(米国)バイスプレジデント | 2018年4月 | 代表取締役社長 |
| 2015年4月 | 当社執行役員 R & D本部長 | 2018年6月 | 社長(執行役員)(現任) |
| 2016年4月 | 常務執行役員 計測事業グループ副プレジデント 計測事業本部長 | 2019年4月 | 代表取締役(現任) グループCEO(現任) |
| 取締役候補者とした理由 | | | |
| <p>当社グループの主力事業である通信計測事業部門で商品開発及び国内外のマーケティング業務に従事し、業界・技術動向を含めた事業に関する幅広い知識と経験を有しており、現在は当社の代表取締役社長、グループCEOとしてリーダーシップを発揮し、グローバルに展開する当社グループの事業を牽引しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 所有する当社株式の数 (上記以外の潜在株式数) | 当社との特別 の利害関係 |
|--|---|----------------------------|----------------------------------|
| 2 | <p>くぼ た あき ふみ 窪 田 顕 文 再任 (1960年1月27日生)</p> | 32,100株 (14,955株) | なし |
| 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | | |
| 1983年4月 | 当社入社 | 2018年4月 | コーポレート総括(現任) |
| 2007年4月 | 経理部長 | | グローバルコーポレート本部長 |
| 2010年4月 | 執行役員 財務総括(CFO) | 2019年4月 | 専務執行役員(現任) |
| 2013年6月 | 取締役(現任) | 2019年10月 | Anritsu U.S. Holding, Inc.(米国)社長 |
| 2017年4月 | 常務執行役員 | | |
| 取締役候補者とした理由 | | | |
| <p>当社及び海外子会社で経理・財務業務の担当を経た後、2010年4月から財務総括(CFO)を務め、現在はコーポレート総括としてグループ経営管理を担当しており、財務及び会計並びにコーポレートガバナンスに関する幅広い知識と経験を有しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 所有する当社株式の数 (上記以外の潜在株式数) | 当社との特別 の利害関係 |
|---|---|---|-----------------|
| 3 | すぎ た しゅん いち 杉 田 俊 一 新任 (1961年7月29日生) | 6,200株 (3,535株) | なし |
| | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | |
| | 1986年4月 当社入社 2005年10月 計測事業統轄本部戦略マーケ ティング本部戦略企画部長 2006年4月 経営企画室事業戦略部長 2009年4月 マーケティング本部商品企画セ ンター企画チーム4部長 2010年4月 経営企画室部長 2014年4月 マーケティング本部プロダクトマーケ ティング部プロジェクトチーム1部長 2017年4月 計測事業本部サービスインフラスト ラクチャーソリューション事業部長 | 2019年4月 アンリツエンジニアリング株式会社 (2020年4月アンリツ株式会社へ 吸収合併) 代表取締役社長 2020年4月 当社理事 事業戦略総括 経営企画室長 2022年4月 執行役員 2024年4月 常務執行役員 (現任) C F O (現任) | |
| | 取締役候補者とした理由 | | |
| <p>当社グループの主力ビジネスである通信計測事業部門でのマーケティング業務経験に加え、事業戦略総括としてM&Aを含む中長期戦略立案の業務を担当し、業界・技術動向を含む経営企画に関する幅広い知識と経験を有しています。また現在はCFOとして当社グループの財務戦略を担当しております。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者としました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 所有する当社株式の数 (上記以外の潜在株式数) | 当社との特別 の利害関係 |
|--|---|---|-----------------|
| 4 | しま たけ し 島 岳 史 再任 (1964年5月25日生) | 7,500株 (10,349株) | なし |
| | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | |
| | 1988年4月 当社入社 | 2017年10月 アジア・大洋州営業本部長 | |
| | 2009年4月 マーケティング本部販売促進部 APACチーム部長 | 2019年4月 Anritsu Americas Sales Company (米国) 社長 | |
| | 2012年4月 マーケティング本部ワイヤレスデバ イス製造ソリューション部長 | 2019年6月 当社取締役(現任) 2020年4月 常務執行役員(現任) | |
| 2014年4月 マーケティング本部プロダクトマーケ ティング部プロジェクトチーム3部長 | 2021年2月 Anritsu A/S (デンマーク) Chairman(現任) | | |
| 2016年4月 計測事業本部グローバルビジネス デベロプメント部長 | | | |
| 2017年4月 執行役員 グローバル営業総括 グローバルセールスセンター長 | | | |
| (重要な兼職の状況) | | | |
| Anritsu A/S (デンマーク) Chairman | | | |
| 取締役候補者とした理由 | | | |
| グローバル・ビジネスに関する幅広い知識と豊富な経験を有し、現在は、通信計測カンパニーの責任者として当社グループの主力ビジネスである通信計測事業においてリーダーシップを発揮しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者としました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 所有する当社株式の数 (上記以外の潜在株式数) | 当社との特別 の利害関係 | |
|--|---|---|-----------------|--|
| 5 | まさ むら たつ ろう 正村達郎 再任 社外 独立 (1951年4月2日生) | なし | なし | |
| | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | | |
| | 1976年 4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社 | 2006年 4月 同社取締役 研究開発本部長 | | |
| | 1999年 1月 同社NTT未来ねっと研究所企画部長 | 2011年 4月 同社取締役執行役員 事業担当補佐 2012年 6月 同社取締役執行役員 品質保証本部長 兼 研究所担当 | | |
| | 2002年 4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現株式会社NTTドコモ）ワイヤレス研究所長 | 2014年 4月 同社取締役執行役員 研究開発統括 2015年 6月 同社顧問 2018年 6月 同社退職 | | |
| | 2005年 5月 日本無線株式会社 顧問 2005年 6月 同社取締役 研究開発担当 | 2021年 6月 当社社外取締役(現任) | | |
| 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 | | | | |
| <p>情報通信技術に関する専門的かつ幅広い知識並びに経営者としての豊富な経験、卓越した見識を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行していただくことができると判断し、社外取締役候補者となりました。正村達郎氏にはその知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくことを期待しております。</p> <p>また、選任後は指名委員会及び報酬委員会の委員として活動していただくことを予定しております。</p> | | | | |
| 独立性に関する事項 | | | | |
| <p>当社は、正村達郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、当社が定めた社外役員の独立性に関する基準を充たしております。</p> <p>また、同氏は、取締役に再任された場合、独立の立場で取締役としての職務を遂行することを表明しております。</p> | | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 所有する当社株式の数 (上記以外の潜在株式数) | 当社との特別 の利害関係 |
|---|---|----------------------------|-----------------|
| 6 | <p>う え だ の ぞ み 上 田 望 美 再任 社外 独立</p> <p>(1974年2月19日生)</p> | なし | なし |
| 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | | |
| <p>1999年4月 弁護士登録 東京テームス法律事務所（現紀 尾井坂テームス綜合法律事務 所）入所（現任）</p> <p>2019年6月 株式会社ミクシィ（現株式会社 MIXI）社外監査役（現任）</p> <p>2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）</p> <p>2023年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 紀尾井坂テームス綜合法律事務所 弁護士（パートナー） 株式会社MIXI 社外監査役</p> | | | |
| 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 | | | |
| <p>直接、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行していただくことができると判断し、社外取締役候補者となりました。上田望美氏には主にコーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する専門的知見を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくことを期待しております。</p> <p>また、選任後は指名委員会及び報酬委員会の委員として活動していただくことを予定しております。</p> | | | |
| 独立性に関する事項 | | | |
| <p>当社は、上田望美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、当社が定めた社外役員の独立性に関する基準を充たしております。</p> <p>当社と、同氏の重要な兼職先である紀尾井坂テームス綜合法律事務所及び株式会社MIXIとの間に特別の関係はありません。</p> <p>また、同氏は、取締役役に再任された場合、独立の立場で取締役としての職務を遂行することを表明しております。</p> | | | |

- (注) 1. 各候補者の「所有する当社株式の数」の括弧内の潜在株式数は、信託を活用した株式報酬制度における当期末時点での権利確定済みポイントに相当する株式数であります。
2. 正村達郎氏及び上田望美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 正村達郎氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。上田望美氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年（うち監査等委員である取締役として2年）であります。
4. 当社は、正村達郎氏及び上田望美氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。当社は、正村達郎氏及び上田望美氏が原案どおり選任されますと、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

【ご参考】

当社は、取締役会における意思決定プロセスの充実と実効性を確保するため、取締役の選任基準及び選任手続、社外役員の独立性に関する基準、並びに取締役が有する主な知識・経験・専門性と当社が期待する分野についてまとめたスキルマトリックスを策定しており、その概要は次のとおりであります。

① 取締役の選任基準及び選任手続

社内取締役の選任については、高度な専門知識を持ち、業務遂行における高い能力の発揮と業績への貢献が期待できる人財であることに加え、当社の人財観察軸である「経営ビジョン・経営方針への共鳴」、「人間力」、「戦略的思考、構想力」、「自発性、行動力、論理的思考」、「高い倫理感」の5つの要素を基軸に総合的に評価するものとします。

社外取締役の選任については、取締役会全体としての知識・経験のバランスや、多様なステークホルダーの視点を当社グループの事業活動の監督・適正運営に取り入れる観点から、その専門分野、出身等の多様性等に配慮し、かつ当社からの独立性を勘案した上で、総合的に判断するものとします。

株主総会に提出する取締役の選任議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会(監査等委員であるものについては監査等委員会)での審議を経て、取締役会で決議するものとします。

なお、取締役が当社グループ以外の役員を兼職する場合、当社グループの取締役としての責務を果たし得る範囲内に限ることとし、重要な兼職の状況については、毎年開示することとします。

② 社外役員の独立性に関する基準

当社における合理的な調査等に基づき、当社の社外取締役（以下、「社外役員」といいます。）又は当社の社外役員候補者が次に掲げる事項のいずれにも該当しない場合、当社は、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社及び当社子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者^{(注)1}
2. 当社の主要株主^{(注)2}又はその業務執行者^{(注)1}
3. 当社グループが主要株主^{(注)2}となっている者の業務執行者^{(注)1}
4. 当社グループを主要な取引先^{(注)3}とする者又はその業務執行者^{(注)1}
5. 当社グループの主要な取引先^{(注)3}又はその業務執行者^{(注)1}
6. 当社グループから多額の金銭その他の財産^{(注)4}の寄付を受けている者又はその業務執行者^{(注)1}
7. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^{(注)4}を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
8. 当社グループとの間で、社外役員の相互就任^{(注)5}の関係にある先の出身者
9. 過去^{(注)6}において上記1から8までのいずれかに該当していた者
10. 次のa又はbに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
 - a. 上記1に掲げる者（監査等委員である社外取締役又はその候補者の独立性を判断する場合には、業務執行者^{(注)1}でない取締役又は業務執行者^{(注)1}でない取締役であった者を含む。）のうちの重要な者^{(注)7}
 - b. 上記2から8までのいずれかに掲げる者のうちの重要な者^{(注)7}
11. 上記に掲げる事項のほか、当社から独立した中立の立場をもって社外役員としての職責を果たせないと合理的に判断される事情を有する者

- (注) 1. 「業務執行者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、使用人等（執行役員を含む。）の業務を執行する者をいう。また、会社以外の法人、組合等の団体の業務を執行する者を含む。
2. 「主要株主」の該当性については、総議決権の10%以上の議決権の直接又は間接的な保有の有無をもって判断の指標とする。
3. 「主要な取引先」については、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2」に関する「主要な取引先」への該当性について示されている考え方に準ずる。
4. 「多額の金銭その他の財産」の該当性については、その価額の総額が、1事業年度につき1,000万円又はその財産の受領者の収入総額の1%のいずれか高い方の額を超えるか否かをもって判断の指標とする。
5. 「社外役員の相互就任」とは、当社グループの出身者が現に他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の出身者が当社グループの社外役員として就任する関係をいう。
6. 「過去」とは、上記基準の1項につき、期間を特に定めない過去のことをいい、上記基準の2項から8項までに掲げる事項につき、直前の事業年度を含む過去5年間をいう。
7. aにおける「重要な者」には、上記基準の1項に定める業務執行者のうち、執行役員等の重要な使用人は含まれるが、部長職に準ずる職位以下の使用人は含まれないものとする。また、bにおける、上記基準の2項から8項まで（7項を除く。）のいずれかに掲げる者のうちの「重要な者」は、これらのいずれかに掲げる者が業務執行者の場合であって、取締役、執行役、執行役員等の重要な者に限られ、上記基準の7項に掲げる者のうちの「重要な者」は、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者に限られる。
8. 東京証券取引所の規則に基づき、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び独立役員届出書への記載事項とされる属性情報の「上場会社の取引先又はその出身者」及び「上場会社が寄付を行っている先又はその出身者」における取引及び寄付の各々についての「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」は、その必要に応じて別に定める。

③ 取締役が有する主な知識・経験・専門性、当社が期待する分野（スキルマトリックス）

第2号議案が承認可決された場合の取締役及び現任の監査等委員である取締役の各氏が有する主な知識・経験・専門性、並びに当社が期待する分野は次のとおりであります。

| | 候補者番号 | 氏名 | 性別 | 委員会委員 (予定) | | 取締役候補者が有する専門性等・期待する分野 | | | | | | |
|-----------------|-------|-------------|----|---------------|----|-----------------------|---------------|---------------|------------|------|------|----------------|
| | | | | 指名 | 報酬 | 企業経営 経営戦略 | グローバル 国際経験 | 営業 マーケティング | 技術 研究開発 | 業界知識 | 財務会計 | 法務 コンプライアンス |
| 取締役候補者 | 1 | 濱田 宏一 | 男性 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | 2 | 窪田 顕文 | 男性 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| | 3 | 杉田 俊一 | 男性 | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 4 | 島 岳史 | 男性 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| | 5 | 正村 達郎 (社外) | 男性 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | |
| | 6 | 上田 望美 (社外) | 女性 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ |
| 監査等委員である取締役(現任) | - | 五十嵐 則夫 (社外) | 男性 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | - | 青柳 淳一 (社外) | 男性 | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | | |
| | - | 西郷 英敏 (社外) | 男性 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | |
| | - | 脇 永 徹 | 男性 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |

(注) 上記一覧表は各氏が有する全ての知識、経験等を表すものではありません。

なお、取締役が有する専門性等・期待する分野の選定理由及び定義は次のとおりであります。

| | |
|-----------------|---|
| 企業経営 経営戦略 | 適切な経営判断を行い、持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、企業経営及び経営戦略に関する知見や経験が必要である。 |
| グローバル 国際経験 | 国際市場において事業展開を行っている企業の取締役として、グローバルな実務経験を有することが必要である。 |
| 営業 マーケティング | お客様のニーズに対応し当社の事業を拡大、発展させるため、営業・マーケティングに関する知見や経験が必要である。 |
| 技術 研究開発 | 当社のコンピテンシーである「はかる」技術を極め、更に内外の異なる発想や技術を掛け合わせ、新領域を開拓していくにあたっては、技術・研究開発に関する知見や経験が必要である。 |
| 業界知識 | 重要案件の最終意思決定においては、事業領域に対する深い理解が求められることから、通信計測事業をはじめとする当社事業のほか、今後の成長を狙う事業領域に関する専門的な知見や経験が必要である。 |
| 財務会計 | 正確な財務報告、強固な財務基盤の構築、持続的な企業価値向上に向けた成長戦略・投資戦略の推進にあたっては、財務会計に関する知識・経験が必要である。 |
| 法務 コンプライアンス | 事業環境の変化により生じるリスクを管理し、時代の変化に即したコーポレート・ガバナンス体制の強化を実行するには、法務・コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスに関する知識・経験が必要である。 |
| ESG サステナビリティ | サステナビリティ方針のもと、事業活動を通じた持続可能な社会課題の解決を推進していくためには、ESG・サステナビリティに関する知見や経験が必要である。 |

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）賞与支給の件

当期末時の取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。）6名のうち、社外取締役2名を除く取締役4名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額47百万円を支給いたしたいと存じます。また、各取締役に対する金額は取締役会の決議によることといたしたいと存じます。

なお、本議案は、「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」に基づき、独立社外取締役が委員長を務める報酬委員会（社外取締役5名及び業務執行取締役2名により構成されます。）の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると考えております。また、監査等委員会において、報酬委員会の委員である監査等委員（社外取締役）からの報告に基づき、取締役の報酬の考え方や決定のプロセスを確認し、協議した結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

イ. 全般的概況

当期における世界経済について、米国では金融引き締めの中でも堅調な経済情勢が継続した一方、欧州・中国では景気減速がみられました。国内においては新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い経済活動が正常化し、穏やかな回復基調にありましたが、ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の混乱など地政学リスクは継続し、依然として先行き不透明な状況が継続しています。

通信計測事業の主要市場である情報通信分野においては、インフレによる5Gスマートフォン価格の高騰等もあり、世界的にスマートフォンの出荷台数の減少が継続していますが、AIを搭載した高機能スマートフォンの登場により、今後の市場の活性化が期待されます。

「Release 17」(*1)の標準化完了によって更に進展した5G利活用の領域では、Automotive分野での5G活用に向けた研究開発や、ローカル5Gのようなプライベート領域での5Gネットワーク構築に向けた調査や実証実験が始まっています。IoT分野では、米国のラストワンマイルで利用されるCPE (Customer Premises Equipment、顧客構内設備) の需要が増加してきており、5G無線モジュールの開発に加えてWi-Fi 7(*2)の開発需要も生じています。非地上系ネットワーク (Non-Terrestrial Network) としては、衛星を用いた通信サービスが相次いで始まっており、5G規格に準拠する端末のリリースが待たれています。2024年6月に標準化完了予定の「Release 18」(*1)では、AI/ML(Machine Learning)に関する仕様の策定により、AI搭載に関する強化が行われる予定です。また、2023年12月に開催された世界無線通信会議「WRC-23(World Radiocommunication Conference 2023)」において、5G-Advancedの周波数が合意されました。更に、次世代の通信規格である6Gの研究開発も始まっています。

5Gのネットワークでは、無線アクセスネットワークのオープン化に取り組むO-RANアライアンスが活動を進めてきました。これまでメーカー独自のインターフェースで構成されていた基地局装置に対してO-RANの標準仕様を適用することで、マルチベンダーでの無線アクセスネットワークの構築が容易になりました。これにより、世界各地のオペレータがO-RANの導入を進めています。

また、生成AIの普及拡大によるデータ・トラフィックの急増に対応するために、データセンターの新設及び大容量化が加速しています。ネットワークの更なる高度化を進め

るサービス・プロバイダでは、100Gbpsサービスが本格化するとともに、ネットワーク機器メーカーでは、PCIe (Gen5/6) (*3)の開発や400GE/800GEネットワーク装置の開発も進展しています。更に、オール光化を目指すIOWN(*4)の研究開発も始まっています。

当社グループは、主としてモバイル市場の不振による通信計測事業の売上収益悪化の下、原材料価格の高騰やインフレに伴う費用の増加に対して、価格転嫁の推進や業務効率化に取り組んでいます。

このような環境のもと、当社グループの経営成績は次のとおりとなりました。

当期は、受注高は1,072億77百万円（前期比2.6%減）、売上収益は1,099億52百万円（前期比0.9%減）、営業利益は89億83百万円（前期比23.5%減）、税引前利益は99億51百万円（前期比20.0%減）、当期利益は76億74百万円（前期比17.1%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は76億75百万円（前期比17.2%減）となりました。

期末の受注残高は、346億76百万円（前期比0.4%増）であります。

なお、当期は2021年4月に策定した3ヶ年の中期経営計画GLP2023の計画最終年度であり、GLP2023策定当初に掲げていた目標と実績は次のとおりであります。

| | GLP2023目標 | 第98期(当期)実績 |
|----------|-----------|------------|
| 売上収益(億円) | 1,400 | 1,099 |
| 営業利益(億円) | 270 | 89 |

(*1) 3GPPで標準化される規格番号

(*2) 第7世代のWi-Fi規格で、Wi-Fi 6の使用帯域幅160MHzを320MHzまで拡張し、高速化を実現

(*3) 第5/第6世代のPCI Express規格（シリアル転送方式の拡張スロット用インターフェース規格）

(*4) Innovative Optical and Wireless Networkの略称で、IOWN Global Forumが検討を進めている、オール光ネットワークなど革新的技術を用いた新しい通信基盤

□. 事業部門別概況

当期の事業部門別売上収益は次のとおりであります。

なお、当期より、従来「その他事業」に含まれていた「環境計測事業」について報告セグメントとして記載する方法に変更しています。

| 区 分 | 第97期(前期) | | 第98期(当期) | | 前 期 比 | |
|---------|----------|-------|----------|-------|--------|-------|
| | 金 額 | 構 成 比 | 金 額 | 構 成 比 | 増 減 額 | 増 減 率 |
| | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % |
| 通 信 計 測 | 72,753 | 65.6 | 71,005 | 64.6 | △1,747 | △2.4 |
| P Q A | 24,849 | 22.4 | 25,373 | 23.0 | 523 | 2.1 |
| 環 境 計 測 | 6,376 | 5.7 | 7,438 | 6.8 | 1,061 | 16.7 |
| そ の 他 | 6,939 | 6.3 | 6,134 | 5.6 | △805 | △11.6 |
| 合 計 | 110,919 | 100.0 | 109,952 | 100.0 | △966 | △0.9 |

(注) 前期の金額及び構成比は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものです。

〔通信計測事業〕

この事業部門は、サービス・プロバイダ、ネットワーク機器メーカー、保守工事業者などへ納入する、多機種にわたる通信用及び汎用計測器、測定システム、サービス・アシユアランスの開発、製造、販売を行っています。

当期は、生成AIの普及拡大によるデータセンター等でのネットワーク高速化に向けた測定需要は堅調であるものの、世界的な5Gスマートフォンの開発投資需要の減少により、前期比で減収減益となりました。

この結果、売上収益は710億5百万円（前期比2.4%減）、営業利益は75億44百万円（前期比30.6%減）となりました。

〔PQA（プロダクツ・クオリティ・アシユアランス）事業〕

この事業部門は、高精度かつ高速の各種自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機などの食品・医薬品・化粧品産業向けの生産管理・品質保証システム等の開発、製造、販売を行っています。

当期は、食品市場の品質保証プロセスの自動化、省人化を目的とした設備投資需要が堅調に推移し、前期比で増収となりました。費用面では、第4四半期に固定資産除却損317百万円が発生したことにより、営業利益は前期と同水準となりました。

この結果、売上収益は253億73百万円（前期比2.1%増）、営業利益は12億95百万円（前期比2.7%減）となりました。

〔環境計測事業〕

この事業部門は、EV・電池向け試験装置、ローカル5G向け支援サービス、道路やダム・河川等の映像監視用モニタリングソリューションの開発、製造、販売を行っています。

当期は、国内においてEV・電池向け試験需要が堅調に推移し、前期比で増収増益となりました。

この結果、売上収益は74億38百万円（前期比16.7%増）、営業利益は5億37百万円（前期比943.9%増）となりました。

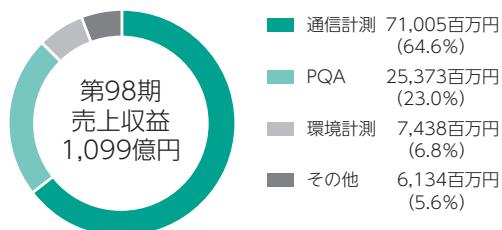
〔その他の事業〕

その他の事業は、センシング&デバイス事業、物流、厚生サービス、不動産賃貸等からなっております。

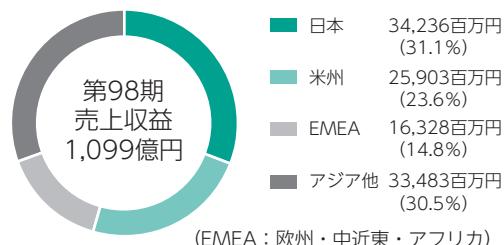
当期は、売上収益は61億34百万円（前期比11.6%減）、営業利益は8億10百万円（前期比44.8%増）となりました。

売上収益1,099億52百万円を地域別に見ますと、日本は342億36百万円（前期比3.6%増）、米州は259億3百万円（前期比4.5%増）、EMEA(欧州・中近東・アフリカ)は163億28百万円（前期比10.8%増）、アジア他は334億83百万円（前期比12.7%減）であり、当社グループ全売上収益に対する比率は日本31.1%、米州23.6%、EMEA14.8%、アジア他30.5%であります。

■事業部門別売上収益 (連結)



■地域別売上収益 (連結)



② 設備投資の状況

当期の設備投資は総額41億67百万円であり、主力の通信計測事業を中心に技術革新と販売競争に対処するための新製品開発と原価低減に向けた投資を継続しました。また、事業活動に伴う温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル実現に向け、太陽光発電設備の増設を行いました。

③ 資金調達の状況

当期において、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第 95 期 2020年度 (IFRS基準) | 第 96 期 2021年度 (IFRS基準) | 第 97 期 2022年度 (IFRS基準) | 第98期(当期) 2023年度 (IFRS基準) |
|-----------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 受 注 高(百万円) | 107,567 | 110,665 | 110,107 | 107,277 |
| 売 上 収 益(百万円) | 105,939 | 105,387 | 110,919 | 109,952 |
| 営 業 利 益(百万円) | 19,651 | 16,499 | 11,746 | 8,983 |
| 税 引 前 当 期 利 益(百万円) | 19,838 | 17,150 | 12,438 | 9,951 |
| 当 期 利 益(百万円) | 16,143 | 12,841 | 9,256 | 7,674 |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円) | 16,105 | 12,796 | 9,272 | 7,675 |
| 基本的 1 株当たり当期利益(円) | 117.18 | 93.98 | 69.98 | 58.29 |
| 資 産 合 計(百万円) | 144,100 | 153,261 | 152,238 | 161,085 |
| 親会社の所有者に帰属する持分(百万円) | 109,258 | 114,196 | 117,286 | 125,520 |
| 1 株当たり親会社所有者帰属持分(円) | 794.88 | 846.15 | 890.75 | 952.66 |

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第 95 期 2020年度 (日本基準) | 第 96 期 2021年度 (日本基準) | 第 97 期 2022年度 (日本基準) | 第98期(当期) 2023年度 (日本基準) |
|------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 受 注 高(百万円) | 59,772 | 76,532 | 68,333 | 64,211 |
| 売 上 高(百万円) | 59,622 | 73,580 | 69,224 | 62,618 |
| 営 業 利 益(百万円) | 12,306 | 11,358 | 7,563 | 5,421 |
| 経 常 利 益(百万円) | 15,098 | 15,394 | 12,054 | 9,941 |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 13,727 | 18,604 | 9,955 | 8,063 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円) | 99.88 | 136.64 | 75.13 | 61.23 |
| 総 資 産(百万円) | 128,902 | 141,413 | 134,637 | 138,046 |
| 純 資 産(百万円) | 96,420 | 104,139 | 103,820 | 106,738 |
| 1 株 当 た り 純 資 産(円) | 701.21 | 771.41 | 788.47 | 810.11 |

■企業集団の財産及び損益の状況の推移

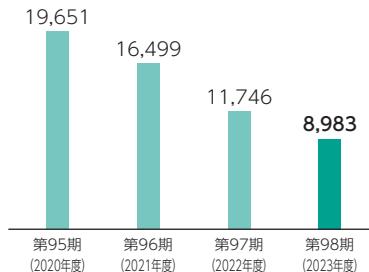
売上収益

(単位：百万円)



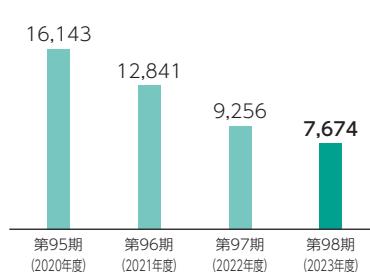
営業利益

(単位：百万円)



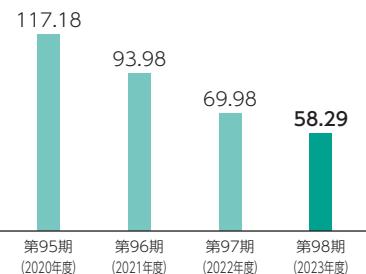
当期利益

(単位：百万円)



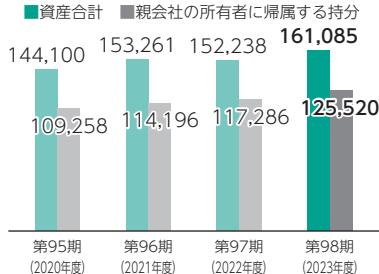
基本的1株当たり当期利益

(単位：円)



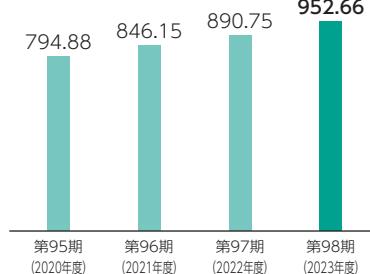
資産合計/親会社の所有者に帰属する持分

(単位：百万円)



1株当たり親会社所有者帰属持分

(単位：円)



(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

| 会 社 名 | 資 本 金 | 出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------------------------|-----------------------|-------|-----------------------|
| 東 北 ア ン リ ツ 株 式 会 社 | 250百万円 | 100% | 計測器等の製造 |
| 株 式 会 社 高 砂 製 作 所 | 120 | 99.7 | 電源機器、情報通信機器等の製造、販売 |
| ア ン リ ツ イ ン フ ィ ビ ス 株 式 会 社 | 100 | 100 | 食品・医薬用検査機器の製造 |
| ア ン リ ツ カ ス タ マ ー サ ポ ー ト 株 式 会 社 | 100 | 100 | 計測器の校正、修理、保守 |
| ア ン リ ツ デ バ イ ス 株 式 会 社 | 90 | 100 | 光デバイスの製造 |
| 株 式 会 社 ハ ピ ス マ | 30 | 100 | 製造請負業務 |
| ア ン リ ツ 興 産 株 式 会 社 | 20 | 100 | 物流、厚生サービス、施設管理 |
| ア ン リ ツ 不 動 産 株 式 会 社 | 20 | 100 | 不動産の賃貸 |
| ア ン リ ツ テ ク マ ッ ク 株 式 会 社 | 10 | 100 | 切削・板金部品、ユニット組立品の製造・販売 |
| Anritsu U.S. Holding, Inc. [米国] | 9千米ドル | 100 | 海外子会社の持株会社 |
| Anritsu Company [米国] | 11,098千米ドル | (100) | 計測器等の製造 |
| Anritsu Americas Sales Company [米国] | 1千米ドル | (100) | 計測器等の販売 |
| Anritsu EMEA GmbH [オーストリア] | 35千ユーロ | 100 | 計測器等の販売 |
| Anritsu Company Ltd. [香港] | 43,700千香港ドル | 100 | 計測器等の販売 |
| Anritsu A/S [デンマーク] | 217,000千デンマーク クローネ | 100 | サービス・アシュアランス等 |

- (注) 1. 出資比率欄の括弧内の数字は間接比率を示しております。
 2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
 3. 株式会社ハピスマは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく厚生労働大臣の認定を受けている特例子会社であります。
 4. 当社は、2023年10月1日付で、A T テクマック株式会社の株式の50%を取得し、同社に対する当社の出資比率は100%となりました。また、会社名をアンリツテクマック株式会社に変更しました。

② 重要な関係会社の状況 (2024年3月31日現在)

| 会 社 名 | 資 本 金 | 出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------|-------|------|----------------------|
| AK Radio Design株式会社 | 10百万円 | 50% | 通信・データの解析システムの開発、販売等 |

(注) AK Radio Design株式会社は、当社と株式会社構造計画研究所との共同出資会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主力である通信計測事業においては、生成AIの普及拡大によるデータセンター等でのネットワーク高速化に向けた測定需要が今後も拡大していくことが期待できます。また、自動車の5G搭載に向けた開発、非地上系ネットワーク（Non-Terrestrial Network）関連の開発、5Gミリ波の整備などでの測定需要の拡大や「Release 18」以降で標準化される5G-Advancedや6Gに向けた測定需要の獲得を目指していきます。

PQA事業においては、食品市場の品質保証プロセスの自動化、省人化を目的とした設備投資需要を確実に捉え、海外市場の売上拡大を目指します。

環境計測事業においては、堅調な推移が見込まれる国内のEV・電池向け試験需要を確実に捉えていきます。

当社グループは、関係するあらゆるステークホルダーとともに持続可能で魅力的な未来を次世代に繋いでいくという思いを込めた、以下の経営理念・経営ビジョン・経営方針のもと、2030年度には安定した収益を上げる企業としての売上高2,000億円企業を目指してまいります。

① 経営理念・経営ビジョン・経営方針

当社は、様々なステークホルダーに対する責任と対話を重視し、以下のとおり経営理念・経営ビジョン・経営方針を策定しています。経営ビジョンには、グループ従業員等の一人ひとりが自ら挑戦し、新しい価値を社会に提供し続け、未来に向けて成長していく、という思いを込めています。

【経営理念】

「誠と和と意欲」をもって、「オリジナル&ハイレベル」な商品とサービスを提供し、安全・安心で豊かなグローバル社会の発展に貢献する

【経営ビジョン】

「はかる」を超える。限界を超える。共に持続可能な未来へ

【経営方針】

1. 克己心を持ち、「誠実」な取り組みにより人も組織も”日々進化”を遂げる
2. 内外に敵を作らず協力関係を育み、「和」の精神で難題を解決する
3. 進取の気性に富み、ブレークスルーを生み出す「意欲」を持つ
4. ステークホルダーと共に人と地球にやさしい未来をつくり続ける「志」を持つ

② 中長期的な経営戦略及び中期経営計画GLP2026

当社グループは、主力の通信計測事業を軸に、情報通信サービスに関わるビジネスを展開しております。当社のコンピテンシーである「はかる」を極めていくとともに、内外の異なる発想や技術を更に掛け合わせ、従来の「はかる」を超えた価値や新領域を開拓していくことで次の事業の柱を成長させ、攻めの姿勢で今までのアンリツの限界を超えてまいります。

2021年4月に策定した3ヶ年の中期経営計画GLP2023では、当初目標として、計画最終年度である2023年度に売上収益1,400億円、営業利益270億円を掲げていたところ、当期は売上収益1,099億円、営業利益89億円の実績となり、目標未達となりましたが、GLP2023の3年間で新領域のビジネスを立ち上げることができました。

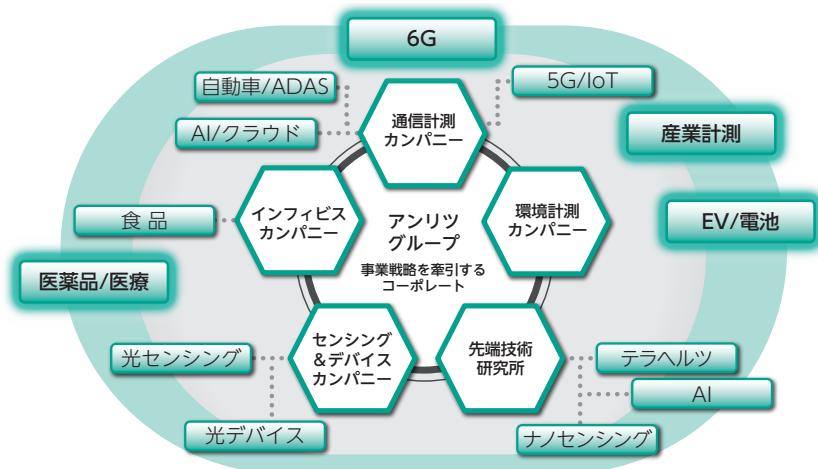
当社グループは、2024年4月に、新たな3ヶ年の中期経営計画GLP2026をスタートいたしました。GLP2026では、前中期経営計画GLP2023で育てた新しい芽を事業の柱へと成長させ、計画最終年度である2026年度に売上収益1,400億円、営業利益200億円、営業利益率14%を目指します。

GLP2026の3年間は、5Gから6Gへの移行期であり、2030年度に売上高2,000億円企業となるための重要なマイルストーンと位置付けております。

GLP2026では6Gと3つの新領域のビジネスを重点的に拡大します。3つの新領域のビジネスは“産業計測”(*1)と“EV/電池”そして“医薬品/医療”です。M&Aとオーガニックで、新領域ビジネスの成長を加速し、更には来るべき6Gビジネスの需要を確実に獲得するための準備をいたします。

(*1) 通信以外の産業向けに汎用計測器を拡販すること

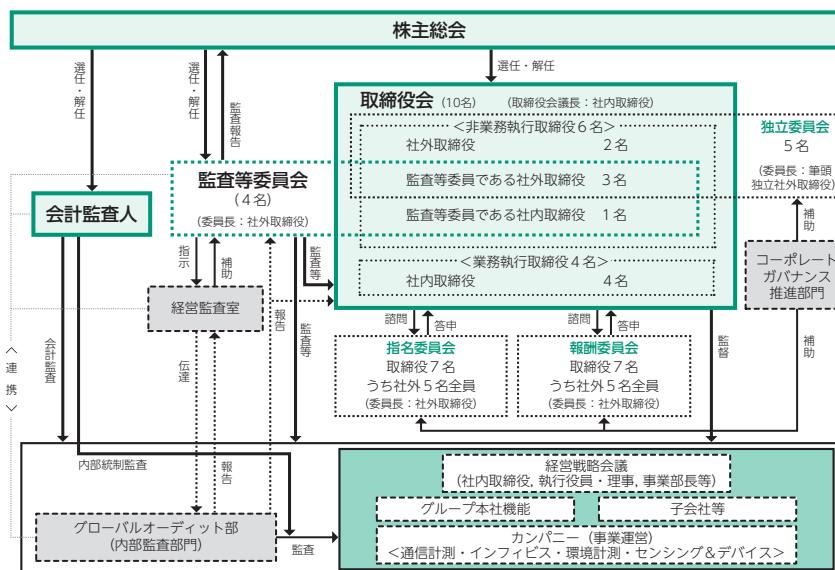
■ 6Gと3つの新領域ビジネス



③ コーポレートガバナンスの充実

当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくことを経営の最重要課題としております。その目標を実現するために、コーポレートガバナンスが有効に機能する仕組みを構築することに努めております。執行役員制度導入による意思決定と業務執行の分離の促進、「監査等委員会設置会社」への移行、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会・報酬委員会・独立委員会の設置、取締役会の実効性評価の実施などの従前からの取組みに加え、社外取締役比率50%以上を確保することにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることで、グローバルな視点でより透明性の高い経営の実現を目指してまいります。なお、当社は、前記の視点を明確にするため、「アンリツ株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」を制定しており、当社ウェブサイト(<https://www.anritsu.com/ja-jp>)に掲載しております。

■コーポレートガバナンス体制図(2024年3月31日現在)



④ サステナビリティの推進

当社グループは、誠実な企業活動を通じてグローバルな社会の要請に対応し、社会課題の解決に貢献してこそ企業価値の向上が実現されると考えています。当社のサステナビリティ経営の基本的な考え方を定めた「サステナビリティ方針」には、2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の5つのP、すなわち、People、Planet、Prosperity、Peace、Partnershipの要素が包含されています。

【サステナビリティ方針】

私たちは「誠と和と意欲」をもってグローバル社会の持続可能な未来づくりに貢献することを通じて、企業価値の向上を目指します。

1. 長期ビジョンのもと事業活動を通じて、安全・安心で豊かなグローバル社会の発展に貢献します。
2. 気候変動などの環境問題へ積極的に取り組み、人と地球にやさしい未来づくりに貢献します。
3. すべての人の人権を尊重し、多様な人財とともに個々人が成長し、健康で働きがいのある職場づくりに努めます。
4. 高い倫理観と強い責任感をもって公正で誠実な活動を行い、経営の透明性を維持して社会の信頼と期待に応える企業となります。
5. ステークホルダーとのコミュニケーションを重視し、協力関係を育み、社会課題の解決に果敢に挑んでいきます。

当社グループは、この方針のもと、経営資源を最大限に活かして、活動を展開し、世界共通目標SDGsの実現に貢献することを通じて、企業価値の向上を目指してまいります。

■中期経営計画GLP2026 サステナビリティ目標

| | 目標・取組 | GLP2026：KPI |
|------------|----------------------|---|
| E 環境 | 温室効果ガスの削減 | ・ 温室効果ガス（Scope1+2）：2021年度比23%以上削減 ・ 温室効果ガス（Scope3）：2019年度比17.5%以上削減 |
| | 自家発電比率の向上(PGRE30) | ・ 自家発電比率：14%以上 |
| | 資源循環（サーキュラーエコノミー）の実現 | ・ 資源循環に対応した製品をリリースする ・ プラスチックごみを100%マテリアルリサイクル |
| S 社会 | ダイバーシティ経営の推進 | ・ 女性の活躍推進：女性管理職比率15%以上 ・ 障がい者雇用促進：職域開発による法定雇用率2.7%達成 |
| | 働きがいのある労働環境の実現 | ・ 社員満足度調査の働きがいポジティブ回答率：80%以上 |
| | グローバルなCSR調達の推進 | ・ サプライチェーン・デューデリジェンスの強化：10社/年以上 ・ CSR調達に係るサプライヤへの情報発信：3回/年、教育：2回/年以上 |
| G ガバナンス | グローバルなガバナンス向上 | ・ 取締役の多様性の推進：女性取締役比率20%以上 ・ 取締役会における経営課題の集中討議：6回/年 |

(※) Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)、Scope2：他社から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope3：Scope1・Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)。当社ではScope3のKPIにカテゴリ1(購入した製品・サービス)及びカテゴリ11(販売した製品の使用)を採用

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

| 事業部門 | 主要製品等 |
|------|--|
| 通信計測 | デジタル通信・IPネットワーク用測定器、光通信用測定器、移動通信用測定器、RF・マイクロ波・ミリ波帯汎用測定器、サービス・アシユアランス |
| PQA | 自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機、総合品質管理・制御システム |
| 環境計測 | EV・電池向け試験装置、ローカル5G向け支援サービス、道路やダム・河川等の映像監視用モニタリングソリューション |
| その他 | センシング&デバイス、物流、厚生サービス、不動産賃貸等 |

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

| | 所在地 |
|------|---|
| 本社 | 神奈川県厚木市 |
| 営業拠点 | 神奈川県厚木市、東京都大田区、北海道札幌市、宮城県仙台市、埼玉県さいたま市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市・吹田市、福岡県福岡市 |
| 事業所 | 福島県郡山市 |

② 子会社

| 名 | 称 | 所在地 |
|---|---------------------------------------|---------------|
| アンリツインフィビス株式会社 アンリツカスタマーサポート株式会社 アンリツデバイス株式会社 | 株式会社ハピスマ アンリツ興産株式会社 アンリツ不動産株式会社 | 神奈川県厚木市 |
| 株式会社高砂製作所 | | 神奈川県川崎市 |
| アンリツテックマック株式会社 | | 神奈川県平塚市 |
| 東北アンリツ株式会社 | | 福島県郡山市 |
| Anritsu Company | Anritsu Americas Sales Company | 米国・カリフォルニア |
| Anritsu EMEA GmbH | | オーストリア・ウィーン |
| Anritsu Company Ltd. | | 香港・カオルーン |
| Anritsu A/S | | デンマーク・コペンハーゲン |

(7) 使用人(従業員)の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 4,083名 | △61名 |

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 1,732名 | △18名 | 45.1歳 | 20.3年 |

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 2,200百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 650百万円 |
| 株式会社横浜銀行 | 520百万円 |

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 400,000,000株
② 発行済株式の総数 135,870,594株 (自己株式3,904,177株を含む。)

(注) 発行済株式の総数の前期末からの異動は、当期中におけるストック・オプションとしての新株予約権の行使に伴う増加 (2,000株) によるものであります。

- ③ 株主数 59,272名
④ 大株主

| 株主名 | 持株数 千株 | 持株比率 % |
|--|-----------|-----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 21,239 | 16.09 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 11,922 | 9.03 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKUC UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT | 2,418 | 1.83 |
| JUNIPER | 2,385 | 1.81 |
| 住友生命保険相互会社 | 2,314 | 1.75 |
| 株式会社日本カストディ銀行・三井住友信託退給口 | 2,000 | 1.52 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385781 | 1,856 | 1.41 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 1,632 | 1.24 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND | 1,469 | 1.11 |
| ゴールドマン・サックス証券株式会社 B N Y M | 1,438 | 1.09 |

- (注) 1. 自己名義で所有している株式の数は3,904,177株であります。上記の大株主より除外しています。
2. 持株比率は自己株式 (3,904,177株) を控除して計算しております。

⑤ 当期中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2018年6月26日開催の第92期定時株主総会の決議に基づき、当社取締役 (社外取締役及び監査等委員であるものを除きます。以下同じ。) 及び執行役員・理事に対する信託を用いた業績連動型株式報酬制度 (以下「本制度」といいます。) を運用しております。当該株主総会決議においては、当社取締役5名に対する株式報酬枠として、3事業年度で合計金210百万円以内、1事業年度あたり50,000株相当のポイント数を付与上限とすること、本制度の継続に際しては、以後開催する取締役会の決定により延長期間を定めて対象期間を延長することができること及び本制度の詳細の決定を取締役に一任すること等が決議されています。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、取締役会で定める株式交付規程に従って、当社取締役を含む制度対象者に付与されるポイントの累積数に

相当する数の当社株式が当該信託を通じて交付される、という役員向け株式交付信託の仕組みを用いた株式報酬制度であり、制度対象者が当社株式の交付を受ける時期は、原則、各氏の退任時となります。

本制度において、当期中の当社取締役に対する株式の交付はありませんが、当期中に当社取締役4名に付与されたポイント数の合計は5,171個であり、これは当社株式5,171株に相当します。なお、本制度は、2024年4月25日開催の取締役会決議により、当該信託の信託期間を延長することにより、継続運用することとなりました。

⑥ その他株式に関する重要な事項

前記「⑤ 当期中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のインセンティブ・プランの運用に際し、役員向け株式交付信託が2018年11月及び2021年11月に取引市場を通じて当社普通株式を取得した経緯がありますが、当社の自己の所有に係るものではないため、当該株式の数は前記自己株式の数に含めておりません。なお、当期末時に当該信託に係る信託口が所有する株式208,300株については、連結計算書類及び計算書類上、自己株式として会計処理しております。また、当該信託による当社株式の取得は、取引市場を通じたものであり、本制度による当社株式の希薄化は生じておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当期末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当期中に職務執行の対価として従業員等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

第15回新株予約権（2014年6月26日定時株主総会決議）は、当期中における権利行使又は行使期間満了等により消滅しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|--------------------------|-----------|---|
| 代 表 取 締 役 (社 長) | * 濱 田 宏 一 | グループCEO 指名委員会委員、報酬委員会委員 |
| 取 締 役 (専 務 執 行 役 員) | * 窪 田 顕 文 | CEO、コーポレート総括 指名委員会委員、報酬委員会委員 |
| 取 締 役 (常 務 執 行 役 員) | * 新 美 眞 澄 | インフィビスカンパニー プレジデント |
| 取 締 役 (常 務 執 行 役 員) | * 島 岳 史 | 通信計測カンパニー プレジデント Anritsu A/S (デンマーク) Chairman |
| 取 締 役 | 正 村 達 郎 | 指名委員会委員長、報酬委員会委員、独立委員会委員長 |
| 取 締 役 | 上 田 望 美 | 指名委員会委員、報酬委員会委員長、独立委員会委員 弁護士、紀尾井坂テームス総合法律事務所 パートナー 株式会社MIXI 社外監査役 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 五十嵐 則 夫 | 指名委員会委員、報酬委員会委員、独立委員会委員 公認会計士 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 青 柳 淳 一 | 指名委員会委員、報酬委員会委員、独立委員会委員 公認会計士、青柳淳一公認会計士事務所 代表 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 西 郷 英 敏 | 指名委員会委員、報酬委員会委員、独立委員会委員 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 脇 永 徹 | |

- (注) 1. 取締役 正村達郎氏及び上田望美氏並びに監査等委員である取締役 五十嵐則夫氏、青柳淳一氏及び西郷英敏氏は、社外取締役であります。なお、当社は、5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員である取締役 脇永 徹氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、社内の事情に精通し、容易に会社の情報を収集できる者が、経営戦略会議等の取締役会以外の重要な会議に出席したり、代表取締役、業務執行取締役、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに監査・監督を行うことで、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 監査等委員である取締役 五十嵐則夫氏及び青柳淳一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2023年6月28日開催の第97期定時株主総会において、上田望美氏は取締役(監査等委員であるものを除く。)に、西郷英敏氏は監査等委員である取締役に、それぞれ新たに選任され就任しました。
5. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

| 氏 名 | 退 任 日 | 退任事由 | 退 任 時 の 地 位 |
|---------|------------|------|---------------------|
| 青 木 和 義 | 2023年6月28日 | 任期満了 | 取締役 (社外取締役) |
| 上 田 望 美 | 2023年6月28日 | 任期満了 | 監査等委員である取締役 (社外取締役) |

6. 2024年4月1日をもって担当等が次のとおり変更されました。

| | | |
|-----------------|---------|-----------------------------|
| 取締役 (専務執行役員) | * 窪田 顕文 | コーポレート総括 指名委員会委員、報酬委員会委員 |
| 取締役 | 新美 眞澄 | |

7. *印を付した取締役は執行役員・理事を兼務しております。2024年4月1日現在の執行役員・理事は次のとおりであります。

| 地位 | 氏名 | 地位 | 氏名 | 地位 | 氏名 |
|--------|-------|------|--------------|------|-------|
| 社長 | 濱田 宏一 | 執行役員 | 播本 彰大 | 常務理事 | 高橋 幸宏 |
| 専務執行役員 | 窪田 顕文 | 執行役員 | 藤原 正好 | 常務理事 | 門脇 正彦 |
| 常務執行役員 | 杉田 俊一 | 執行役員 | 坂本 貴司 | 常務理事 | 天野 嘉 |
| 常務執行役員 | 島岳 史 | 執行役員 | 田中 憲次 | 常務理事 | 内田 昇子 |
| 常務執行役員 | 橋本 康伸 | 執行役員 | 村田 勲一 | 常務理事 | 内野 田華 |
| 執行役員 | 徳家 努 | 執行役員 | エリック・ブレynaード | | |
| 執行役員 | 藤掛 博幸 | 執行役員 | 安城 真哉 | | |

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 正村達郎氏及び上田望美氏並びに監査等委員である取締役 五十嵐則夫氏、青柳淳一氏、西郷英敏氏及び脇永 徹氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者には、当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）のほか、当社の執行役員・理事並びに子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者が含まれております。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、所定の事由に該当する場合には填補の対象としないこととする旨の規定を設けております。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、報酬委員会の審議を経て、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会での審議結果が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員報酬等の内容の決定に関する方針の内容は次のとおりであります。

〔役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針〕

取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、イ. において同じ。）及び執行役員・理事（以下、これらの者を「役員等」といいます。）の報酬等については、取締役会の諮問機関である報酬委員会において、報酬の制度、支給条件等の内容、水準及び分配バランス等について審議され、取締役会が報酬委員会の答申を受けて、株主総会決議により承認された範囲内でこれを決定しております。また、透明性を担保するため、役員等へ報酬等が支給された後、報酬等の決定プロセスと支給の結果等について報酬委員会で確認し、更にその内容を取締役に報告することとします。

基本方針：

イ. 役員等に対する報酬等

役員等の報酬等の基本方針は次のとおりであります。

- ・経営目標の達成と企業価値の持続的な向上への意欲の創出に繋がる制度・内容とする。
- ・グローバル企業の役員として望まれる優秀で多様な人財を確保することができる魅力的な制度・内容とする。
- ・報酬等の決定プロセス及び分配バランスの妥当性・客観性を確保する。

役員等の報酬等は、前記の方針のもと、その構成・水準については外部調査機関による役員報酬データにも照らしつつ、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の増大に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に、職責等に応じた基本報酬及び業績連動報酬のバランスを勘案し、決定することとしております。

なお、役員等の報酬等の現在の体系は、基本報酬の50%相当額を業績連動報酬とし、当該役員等が株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視点での業績や株式価値を意識した経営を動機づける制度設計を採り入れております。ただし、業務を執行しない者（社外取締役を含みます。）については、固定報酬とすることを原則とします。

業績連動報酬は、金銭によるもの（賞与：基本報酬の30%相当額）と信託を用いたインセンティブ・プランによる非金銭報酬（株式報酬：基本報酬の20%相当額）により構成されます。評価対象とすべき事業年度における経営指標に関する数値目標に対する達成度、各々が予め設定した非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度等に照らし、評価を行うこととしております。その評価にあたり、各人の職域に配慮して非財務的な観点等での考課を要するものについては、取締役会の決議により、その考課を施し他の算定要素と合わせて各人に配分される報酬等の額を決定する裁量を代表取締役社長に委ねることができることとします。

ロ. 監査等委員である取締役に対する報酬等

監査等委員である取締役の報酬等は、当社の職務執行に対する監査の実効性を確保することを主眼に、業務執行者から独立して監査等委員の職責を全うするために、株主総会決議により承認された範囲内で固定報酬として監査等委員の協議に基づき決定することとしております。報酬の水準については、外部調査機関による役員報酬データに照らしつつ、業務執行取締役及び監査等委員でない非常勤の取締役の水準にも留意して決定することとします。

⑤ 取締役の報酬等の総額

| 区 分 | 人数 | 報 酬 等 の 額 | | | |
|---------------------|-----|-----------|--------------|----------------|--------|
| | | 金銭報酬 | | 非金銭報酬 | 合 計 |
| | | 基本報酬 | 賞与 (業績連動) | 株式報酬 (業績連動) | |
| 取締役 (監査等委員であるものを除く) | 7名 | 145百万円 | 47百万円 | 12百万円 | 204百万円 |
| うち社外取締役 | 3名 | 19百万円 | — | — | 19百万円 |
| 取締役 (監 査 等 委 員) | 5名 | 53百万円 | — | — | 53百万円 |
| うち社外取締役 | 4名 | 29百万円 | — | — | 29百万円 |
| 合 計 | 12名 | 198百万円 | 47百万円 | 12百万円 | 258百万円 |
| うち社外取締役 | 7名 | 49百万円 | — | — | 49百万円 |

- (注) 1. 2015年6月25日開催の第89期定時株主総会の決議による役員報酬 (基本報酬) 限度額 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。) は、取締役 (監査等委員であるものを除きます。) 年額260百万円 (うち社外取締役分は年額45百万円) 、監査等委員である取締役年額60百万円です。なお、当該株主総会終結時において、取締役 (監査等委員であるものを除きます。) は8名 (うち社外取締役3名) 、監査等委員である取締役は3名 (うち社外取締役2名) であります。
2. 上記賞与47百万円は、2024年6月25日開催予定の第98期定時株主総会において付議いたします取締役 (監査等委員であるものを除きます。) 4名に対する賞与です。
3. 上記株式報酬12百万円は、2018年6月26日開催の第92期定時株主総会及び当該株主総会の決議に基づき2021年4月27日開催の取締役会において決議された株式報酬額のうち、取締役 (監査等委員であるものを除きます。) 4名に対する株式報酬に係る当期費用計上額です。
4. 当社は、監査等委員である取締役及び社外取締役に対して、賞与及び株式報酬を支給しておりません。
5. 業績連動報酬等につきましては、当社の経営ビジョンの実現に向けて各人が業績目標の達成に邁進していくための動機付けに資することを狙い、短期インセンティブ報酬 (金銭・賞与) 及び中長期インセンティブ報酬 (株式交付信託を用いた株式報酬) のそれぞれに応じて、当社にふさわしい指標と考えられるものを採り入れています。すなわち、賞与の額の算定には、全社業績目標達成度の評価指標としての当該事業年度における連結ROEに加え、各人の担当職域部門等の業績の会社業績への貢献度をはかるものとして、売上高、営業利益及びESG/SDGs目標の達成度等の指標を用いています。更に、各人の設定した財務業績以外の目標に対する実績も評価の考慮要素としております。また、株式報酬制度における評価指標としては、本制度の対象期間における各事業年度の期初に定める営業利益目標及び中期経営計画に掲げる営業利益を採用し、業績との非連動部分を除き、目標達成度に応じて0～100%の範囲で支給額又は交付株式数 (ポイント数) が変動します。これらの業績連動報酬の評価に用いている主な業績に係る指標において、2024年3月期の当社グループ連結業績目標として、売上収益1,155億円、営業利益137億円、営業利益率11.9%、ROE9%を期初に掲げていたところ、売上収益1,099億円、営業利益89億円、営業利益率8.2%、ROE6.3%の実績となりました。
6. 非金銭報酬等につきましては、株式報酬制度により交付されることとなる当社株式がその内容となります。なお、本制度に係る株主総会決議に関する事項、本制度の内容の概要及び当期における交付状況は、「2. (1)⑤ 当期中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
7. 賞与につきましては、取締役会は、「④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針」に則り、代表取締役 (社長 グループCEO 濱田宏一) に対し、当社グループにおける各業務執行取締役の担当職域での貢献度等に配慮した考課を行うために適任であると判断し、目標達成度 (財務業績以外の目標の達成度) の評価に関する部分の裁量をもって各人への配分額を決定することを委任しています。
8. 上記人数には、2023年6月28日開催の第97期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員であるものを除きます。) 1名 (うち社外取締役1名) 及び監査等委員である取締役1名 (うち社外取締役1名) が含まれております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の兼職の状況（他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合）

| 氏名 | 地位 | 兼職先及び兼職内容 |
|------|--------------|--|
| 上田望美 | 社外取締役 | 紀尾井坂テーミス総合法律事務所 弁護士（パートナー） 株式会社MIXI 社外監査役 |
| 青柳淳一 | 社外取締役（監査等委員） | 青柳淳一公認会計士事務所 代表 |

（注）当社と紀尾井坂テーミス総合法律事務所、株式会社MIXI及び青柳淳一公認会計士事務所との間に特別の関係はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 地位 | 主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|--------|------------------|--|
| 正村達郎 | 社外取締役 | 当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験と情報通信技術に関する専門的かつ豊富な知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、指名委員会の委員長及び筆頭独立社外取締役として独立委員会の委員長を務めたほか、報酬委員会の委員として活動しました。なお、当期開催の指名委員会3回及び報酬委員会3回にすべて出席しました。 |
| 上田望美 | 社外取締役 | 当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての法律に関する専門知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、2023年6月までは、監査等委員として、当期、在任中に開催された監査等委員会4回のうち4回に出席し、監査活動及び結果について専門的見地から発言を行っております。更に、独立委員会の委員として活動したほか、報酬委員会の委員長及び指名委員会委員として各委員会に出席し、取締役の選任・報酬に関する監査等委員会の意見形成に努めました。なお、当期開催の指名委員会3回及び報酬委員会3回にすべて出席しました。 |
| 五十嵐 則夫 | 社外取締役 （監査等委員） | 当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士及び学識経験者としての財務及び会計並びに経営に関する専門的見地に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、当期開催の監査等委員会11回のうち11回に出席し、監査等委員会の委員長として委員会の議事運営を行うとともに、監査活動及び結果について専門的見地から発言を行っております。更に、独立委員会の委員として活動したほか、指名委員会及び報酬委員会の委員として各委員会に出席し、取締役の選任・報酬に関する監査等委員会の意見形成に努めました。なお、当期開催の指名委員会3回及び報酬委員会3回にすべて出席しました。 |
| 青柳淳一 | 社外取締役 （監査等委員） | 当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての財務及び会計に関する専門的見地並びに海外を含む豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、当期開催の監査等委員会11回のうち11回に出席し、監査活動及び結果について専門的見地から発言を行っております。更に、独立委員会の委員として活動したほか、指名委員会及び報酬委員会の委員として各委員会に出席し、取締役の選任・報酬に関する監査等委員会の意見形成に努めました。なお、当期開催の指名委員会3回及び報酬委員会3回にすべて出席しました。 |
| 西郷英敏 | 社外取締役 （監査等委員） | 監査等委員である取締役就任後、当期開催の取締役会11回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験と情報通信技術に関する専門的かつ豊富な知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、監査等委員である取締役就任後、当期開催の監査等委員会7回のうち7回に出席し、監査活動及び結果について専門的見地から発言を行っております。更に、独立委員会の委員として活動したほか、指名委員会及び報酬委員会の委員として各委員会に出席し、取締役の選任・報酬に関する監査等委員会の意見形成に努めました。なお、監査等委員である取締役就任後、当期開催の指名委員会3回及び報酬委員会3回にすべて出席しました。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 89百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 89百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬額2百万円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、業務執行取締役、経理部等の社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の過年度の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性及び妥当性について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断しましたので、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める場合のいずれかに該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否につきましては、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、毎期検討を行います。その結果、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

(5) 資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針

① 資本政策の基本的な方針

当社は、「ROE (Return On Equity)」と「自己資本比率」をKPIと捉え、自己資本の効率性向上による中長期的な企業価値最大化と財務の安定性維持に取り組みます。

株主の皆様に対する利益還元については、次の「剰余金の配当等の決定に関する方針」に基づき、連結配当性向及び自己株式の取得・消却からなる総還元性向を勘案した利益処分を行うことを基本とします。

当社は、支配権の変動や大規模な希薄化をもたらす資本政策を実施する場合には、株主の皆様を不当に害することのないよう、取締役会においてその必要性・合理性を十分に検討した上で適切かつ速やかにその資本政策の内容を開示することとします。

② 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元について、連結業績に応じるとともに、総還元性向を勘案した利益処分を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結当期利益の上昇に応じて、親会社所有者帰属持分配当率(DOE: Dividend On Equity)を上げることを基本にしつつ、連結配当性向50%以上を目標としており、株主総会決議もしくは取締役会決議により、期末配当及び中間配当の年2回の配当を行う方針です。

自己株式の取得は、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら、必要に応じ適切に実施していく方針です。

内部留保資金は、急速に進展する技術革新や市場構造の変化に対応するための研究開発や設備投資、サポート・サービスの拡充を図るための投資、更なる事業拡大を目指すための投資などに活用していく方針です。

-
- (注) 1. 本事業報告における金額及び株式数は、基本的1株当たり当期利益、1株当たり当期純利益、1株当たり親会社所有者帰属持分及び1株当たり純資産を除き表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。また、比率(%)は表示単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 本事業報告に記載しておりますグラフ及び図は、参考情報として記載しているものであります。

連結財政状態計算書

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| 資 産 | | 負 債 | |
| 流 動 資 産 | 105,843 | 流 動 負 債 | 30,592 |
| 現金及び現金同等物 | 45,657 | 営業債務及びその他の債務 | 6,459 |
| 営業債権及びその他の債権 | 28,623 | 社債及び借入金 | 4,087 |
| その他の金融資産 | 9 | その他の金融負債 | 1,009 |
| 棚卸資産 | 27,860 | 未払法人所得税 | 1,269 |
| 未収法人所得税 | 284 | 従業員給付引当金 | 7,407 |
| その他の流動資産 | 3,408 | その他の流動負債 | 574 |
| 非流動資産 | 55,242 | 非流動負債 | 4,967 |
| 有形固定資産 | 28,935 | 営業債務及びその他の債務 | 512 |
| のれん及び無形資産 | 8,231 | その他の金融負債 | 2,115 |
| 投資不動産 | 236 | 従業員給付引当金 | 685 |
| 営業債権及びその他の債権 | 512 | 繰延税金負債 | 128 |
| 持分法で会計処理されている投資 | 7 | 繰延税金負債 | 319 |
| その他の金融資産 | 2,177 | その他の非流動負債 | 1,205 |
| 繰延税金資産 | 5,921 | 負債合計 | 35,559 |
| その他の非流動資産 | 9,219 | 資 本 | |
| 資産合計 | 161,085 | 親会社の所有者に帰属する持分合計 | 125,520 |
| | | 資本金 | 19,219 |
| | | 資本剰余金 | 28,580 |
| | | 利益剰余金 | 65,696 |
| | | 自己株式 | △6,050 |
| | | その他の資本の構成要素 | 18,074 |
| | | 非支配持分 | 5 |
| | | 資本合計 | 125,525 |
| | | 負債・資本合計 | 161,085 |

連結包括利益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|----------------------------|--------|---------|
| 売上収益 | | 109,952 |
| 売上原価 | | 58,333 |
| 売上総利益 | | 51,618 |
| その他の収益・費用 | | |
| 販売費及び一般管理費 | 32,703 | |
| 研究開発費 | 9,328 | |
| その他の収益 | 277 | |
| その他の費用 | 880 | 42,635 |
| 営業利益 | | 8,983 |
| 金融収益 | | 1,259 |
| 金融費用 | | 290 |
| 持分法による投資損失 | | △0 |
| 税引前利益 | | 9,951 |
| 法人所得税費用 | | 2,277 |
| 当期利益 | | 7,674 |
| その他の包括利益 | | |
| 純損益に振り替えられることのない項目 | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産 | 384 | |
| 確定給付制度の再測定 | 209 | |
| 計 | 594 | |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目 | | |
| 在外営業活動体の換算差額 | 4,961 | |
| 計 | 4,961 | 5,556 |
| 当期包括利益 | | 13,230 |
| 当期利益の帰属 | | |
| 親会社の所有者 | 7,675 | |
| 非支配持分 | △1 | 7,674 |
| 当期包括利益の帰属 | | |
| 親会社の所有者 | 13,232 | |
| 非支配持分 | △1 | 13,230 |

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 56,490 | 流動負債 | 30,798 |
| 現金及び預 | 18,805 | 買掛金 | 4,630 |
| 受取手形 | 2,702 | 短期借入金 | 1,090 |
| 売掛金 | 17,030 | 1年内返済予定の長期借入金 | 3,000 |
| 短期貸付 | 2,000 | リース債務 | 8 |
| 製品 | 2,045 | 未払金 | 1,490 |
| 仕掛品 | 1,186 | 未払費用 | 2,981 |
| 原材料 | 9,018 | 未払法人税等 | 1,119 |
| 前払費用 | 404 | 預受金 | 2,341 |
| その他金 | 3,327 | 預り金 | 13,573 |
| 貸倒引当金 | △29 | 製品保証引当金 | 87 |
| 固定資産 | 81,555 | 役員賞与引当金 | 47 |
| 有形固定資産 | 18,008 | その他 | 427 |
| 建物 | 12,874 | 固定負債 | 509 |
| 構築物 | 242 | リース債務 | 3 |
| 機械及び装置 | 954 | その他 | 506 |
| 車輛運搬具 | 1 | 負債合計 | 31,307 |
| 工具、器具及び備品 | 1,987 | 純資産の部 | |
| 土地 | 1,903 | 株主資本 | 106,667 |
| 建設仮勘定 | 45 | 資本金 | 19,219 |
| 無形固定資産 | 777 | 資本剰余金 | 28,169 |
| ソフトウェア | 775 | 資本準備金 | 28,169 |
| その他 | 1 | 利益剰余金 | 65,328 |
| 投資その他の資産 | 62,770 | 利益準備金 | 2,468 |
| 投資有価証券 | 316 | その他利益剰余金 | 62,860 |
| 関係会社株 | 45,211 | オープンイノベーション促進積立金 | 25 |
| 長期貸付 | 5,541 | 別途積立金 | 21,719 |
| 前払年金費用 | 8,220 | 繰越利益剰余金 | 41,116 |
| 繰延税金資産 | 3,303 | 自己株式 | △6,050 |
| その他 | 210 | 評価・換算差額等 | 71 |
| 貸倒引当金 | △33 | その他有価証券評価差額金 | 71 |
| 資産合計 | 138,046 | 純資産合計 | 106,738 |
| | | 負債・純資産合計 | 138,046 |

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高 | | 62,618 |
| 売 上 原 価 | | 37,224 |
| 売 上 総 利 益 | | 25,393 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 19,971 |
| 営 業 利 益 | | 5,421 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 | 4,014 | |
| そ の 他 | 635 | 4,650 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 15 | |
| そ の 他 | 115 | 130 |
| 経 常 利 益 | | 9,941 |
| 特 別 利 益 | | |
| 補 助 金 収 入 | 47 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 4 | |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益 | 1 | 53 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 317 | 317 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 9,677 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,608 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 6 | 1,614 |
| 当 期 純 利 益 | | 8,063 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

アンリツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 清 幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 戸 塚 俊 一 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アンリツ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、アンリツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

アンリツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 清 幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 戸 塚 俊 一 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アンリツ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第98期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、その取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

アンリツ株式会社 監査等委員会

監査等委員 五十嵐 則 夫 ㊟

監査等委員 青 柳 淳 一 ㊟

監査等委員 西 郷 英 敏 ㊟

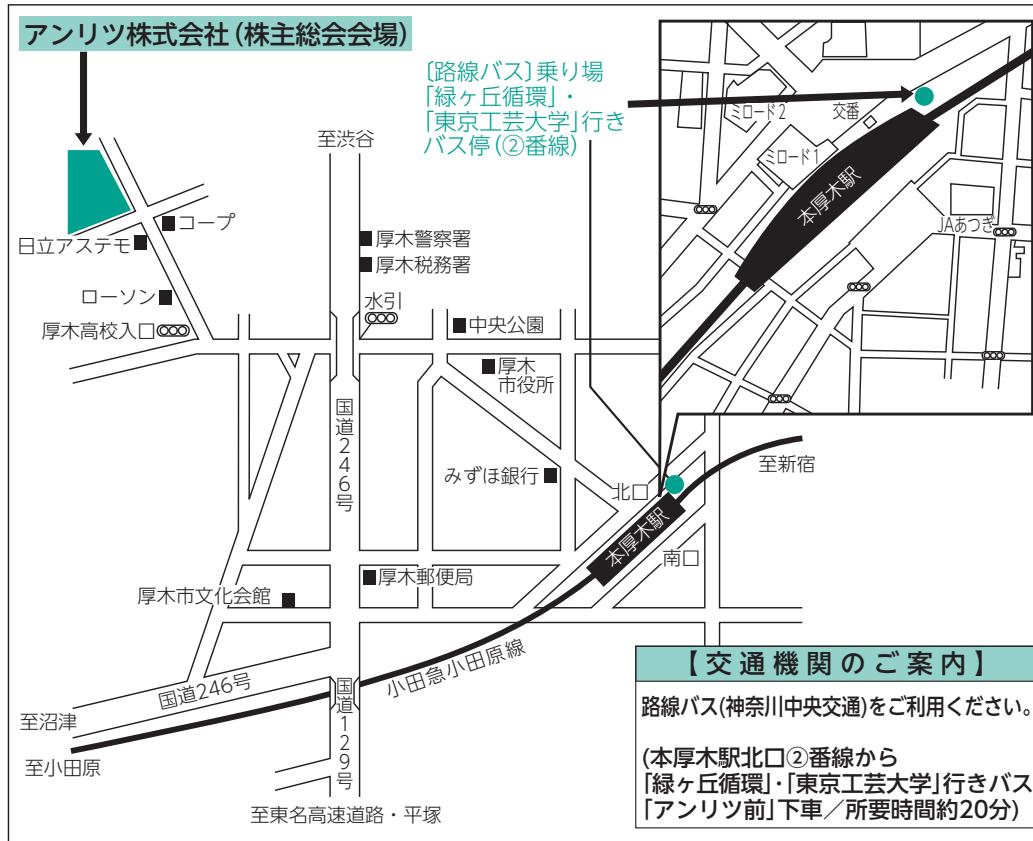
常勤監査等委員 脇 永 徹 ㊟

(注) 監査等委員 五十嵐則夫、青柳淳一及び西郷英敏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ
TEL (046)223-1111



■お知らせ

- ・専用の駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。また、送迎サービスはございません。
- ・来場記念品(お土産)のご用意はございません。
- ・その他本総会の運営に関するお知らせは、必要により下記ウェブサイトに掲載いたします。

<https://www.anritsu.com/ja-jp/about-anritsu/investor-relations/>

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

